

## 8. 消防本部・消防署・分署等事務分掌 《消防本部事務分掌》

### 総務課

#### 総務係

1. 消防行政の諸企画、立案及び総合調整並びに庶務に関する事。
2. 公印の保管に関する事。
3. 文書の收受、発送及び保存に関する事。
4. 組織及び制度に関する事。
5. 職員の任免、給与、分限、懲戒、その他人事に関する事。
6. 職員の福利厚生に関する事。
7. 職員の服務規律に関する事。
8. 消防予算、経理及び決算に関する事。
9. 表彰及び褒賞に関する事。
10. 給貸与品に関する事。
11. 消防財産の維持管理に関する事。
12. 職員の教育研修計画に関する事。
13. 公務災害補償に関する事。
14. 消防長会及び消防協会に関する事。
15. 消防職員委員会に関する事。
16. 職員の安全管理及び衛生管理に関する事。
17. 消防広報に関する事。
18. 他の課及び係に属さない事。

### 予防課

#### 予防係

1. 火災等の予防及び防火思想の普及啓蒙に関する事。
2. 建築確認等の同意に関する事。
3. 消防用設備等の設置及び検査指導に関する事。
4. 違反防火対象物の処理に関する事。
5. 防火管理等に関する事。
6. 自衛消防等の育成指導に関する事。
7. 意見書等の交付に関する事。
8. 圧縮アセチレンガス等の届出に関する事。
9. 火災予防条例届出の受処理に関する事。
10. 予防統計及び予防情報に関する事。
11. その他予防業務に関する事。

### 危険物係

1. 危険物の規制に関する事。
2. 危険物製造所等の災害予防に関する事。
3. 液化石油ガス及び高圧ガス等に関する事。
4. 危険物統計及び危険物情報に関する事。
5. 危険物取扱者の育成指導に関する事。
6. その他危険物に関する事。

### 調査係

1. 防火査察に関する事。
2. 特例認定に関する事。
3. 火災原因及び損害の調査に関する事。
4. 火災統計及び火災情報に関する事。
5. 罹災証明に関する事。
6. その他調査業務に関する事。

### 警防課

#### 警防係

1. 水火災等の警戒及び防ぎよ等に関する事。
2. 消防計画に関する事。
3. 震災及びその他の災害対策に関する事。
4. 消防の相互応援協定に関する事。
5. 救急業務に関する事。
6. 救助業務に関する事。
7. 救急及び救助事故等の災害情報に関する事。
8. 救急搬送証明に関する事。
9. 救急及び救助事故等の統計に関する事。
10. 消防訓練及び指導に関する事。
11. 消防車両等の艤装及び仕様に関する事。
12. 住宅造成事業に関する消防上の指導に関する事。
13. 高圧ガス製造充填施設に関する事。
14. その他警防業務に関する事。

### 通信係

1. 消防通信業務に関する事。
2. 消防通信施設及び機器の維持管理に関する事。
3. 火災、救急、救助及びその他の災害出動指令に関する事。
4. 消防通信情報の収集及び伝達に関する事。
5. 防災行政無線に関する事。
6. その他消防通信業務に関する事。

## 《消防署事務分掌》

### 消防署

#### 庶務係

1. 庶務に関する事。
2. 公印の保管に関する事。
3. 文書の收受、発送及び保存に関する事。
4. 服務及び教養に関する事。
5. 福利厚生に関する事。
6. 公務災害補償に関する事。
7. 消防庁舎及び庁用物品等の保守管理に関する事。
8. 他の係に属さない事。

#### 警防係

1. 水火災等の警戒、防ぎよ及び鎮圧並びに災害情報の収集に関する事。
2. 消防地理及び水利に関する事。
3. 消防訓練及び指導に関する事。
4. 消防通信の運用に関する事。
5. 警防計画及び警防の対策に関する事。
6. その他警防の運用に関する事。

#### 予防係

1. 防火査察に関する事。
2. 建築確認等の同意に関する事。
3. 消防用設備等の設置及び検査指導に関する事。
4. 火災原因及び損害の調査に関する事。
5. 違反防火対象物の処理に関する事。
6. 火災予防条例届出の受処理に関する事。
7. 圧縮アセチレンガス等の届出に関する事。
8. 防火訓練指導に関する事。
9. その他火災予防に関する事。

#### 機械係

1. 消防機器及び消防装備の保守管理に関する事。
2. 消防車両等の車検整備及び一般整備に関する事。
3. 消防車両等の運用訓練及び技術指導に関する事。
4. その他消防機器及び資器材に関する事。

#### 救急隊

1. 救急隊の運用に関する事。
2. 救急医療機関等の連絡調整に関する事。
3. 救急応急処置の指導及び講習に関する事。
4. 救急用機器及び資器材の保守管理に関する事。
5. 救急訓練及び教育に関する事。
6. その他救急に関する事。

#### 救助隊

1. 救助隊の運用に関する事。
2. 災害事故等の人命救助に関する事。
3. 救助用機器及び資器材の保守管理に関する事。
4. 救命索発射銃の保守管理及び保全に関する事。
5. 救助訓練及び教育に関する事。
6. その他救助に関する事。

## 《分署等事務分掌》

### 分署等

1. 庶務に関する事。
2. 消防庁舎、消防用機械及び物品等の保守管理に関する事。
3. 警防計画に関する事。
4. 消防地理及び水利に関する事。
5. 災害情報の収集に関する事。
6. 消防訓練及び指導に関する事。
7. 防火訓練指導に関する事。
8. 火災原因及び損害調査に関する事。
9. 救急隊の運用に関する事。  
(救急隊配置の分署等)
10. 火災予防条例等に基づく届出等のうち、別に定めるものの受処理に関する事。
11. 防火査察に関する事。
12. 高圧ガス製造充填設備の取扱に関する事。  
(犬掛分遣所)
13. その他消防署長が定める事項に関する事。